

令和3年度「高知高専地方創生人材育成奨学金」

募 集 要 項

*****「高知高専地方創生人材育成奨学金」とは*****

「高知高専地方創生人材育成奨学金」は、株式会社ヒワサキからの寄附金を原資として、高知県に根ざし、高知県に貢献する人材を育成することを目的とする、返還義務を必要としない奨学金制度です。

【本奨学金設立の趣旨】

高知県は、少子高齢化、若者の県外流出、産業基盤の脆弱さなどの多様な課題を抱える課題先進県と言われていますが、その一方で、高知県は、農林水産物を中心とした素晴らしい素材、高知県ならではの文化、そして何より、高知県民の素晴らしい人間性など、他府県には劣らない良さを持っています。

このような高知県をより一層発展させていくためには、若い世代の力が不可欠であると強く感じております。このような思いから、このたび、高知高専の協力を得て、高知県に根ざし、高知県に貢献する人材育成に資するため、「高知高専地方創生人材育成奨学金」制度を設けていただきました。

今後の高知県の発展のため、高知高専生の皆様には、是非、本奨学金制度を活用していただき、将来の高知県を支える人材として活躍されることを期待しております。

株式会社ヒワサキ

代表取締役 日和崎 守

令和3年度の奨学生は、以下の要領で募集します。

1. 本奨学金の目的

本奨学金は、高知の将来を考え、高知に根ざし、高知のために真に貢献しようとする学生を対象に奨学金を給付することにより、将来に渡り高知で生計を立て、その発展に貢献する人材の育成に資することを目的とする。

2. 給付金額・給付期間

- (1) 給付金額 : 年額 40 万円 (返還不要)
- (2) 給付方法 : 2 回 (4 月下旬、10 月下旬) / 年に分けて 20 万円を本人名義の銀行口座に振り込む
- (3) 給付期間 : 4 年生当初から最長 2 年間

3. 申請資格

次の各号に掲げる事項をすべて満たした者としてします。

- (1) 高知県の発展に貢献するため、卒業後高知県内企業で就労する強い意思のある者
- (2) 3 年生
- (3) 学業に真摯に取り組む、出席状況が良好な者。

4. 募集人数

1 名とする。

5. 提出書類

- (1) 高知高専地方創生人材育成奨学金申込書 (別記様式第 1 号)
- (2) 誓約書 (別記様式第 2 号)
- (3) 今後の抱負等を記載した書類 (別記様式第 3 号)
- (4) 他の奨学金を受けている場合には、その詳細を説明した書類 (様式任意)

6. 申請期間・提出先

- (1) 申請期間 令和 3 年 1 月 8 日 (金) ~ 1 月 29 日 (金) 17 : 00
- (2) 提出先 学生課 修学支援係 TEL. 0 8 8 - 8 6 4 - 5 6 2 5

7. 奨学生の選考・選考結果の通知

- (1) 選考は、申請時の提出書類 (奨学金申込書、誓約書、今後の抱負等を記載した書類、他の奨学金を受けている場合はその詳細を説明した書類)、1 年から 3 年までの成績などを総合的に判断します。

(2) 選考結果は、選考会議を経た後、校長が決定し、申請者ご本人に通知します。

8. 奨学金給付の休止等

(1) 奨学生が休学したときは、奨学金の給付を休止します。

(2) 奨学生の学業又は性行などの状況により補導上必要があると認めるとき又は奨学生が休学等の必要な届け出をしなかったときは、奨学金の給付を停止することがあります。

9. 奨学金給付の復活

奨学生が、奨学金の給付の休止又は停止の事由が止んで願い出たときは、奨学金の給付を復活させることがあります。

10. 奨学金給付の廃止

奨学生が、次の各号の一に該当する場合は、奨学金の給付を廃止することがあります。なお、この場合、既に給付された奨学金の全部又は一部の返還を要する場合があります。奨学金の返還を求める場合は、返還額及び返還方法等について学校から通知しますので、その通知にしたがって返還してください。

(1) 提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき

(2) 学則第 39 条に基づき懲戒処分を受けたとき

(3) 転校、退学又は除籍となったとき

(4) そのほか、奨学生として適当でない事実があったとき

11. その他

(1) この奨学生に採択された場合でも、日本学生支援機構などの他の奨学金と重複して受けることは可能です。ただし、他の奨学金において重複受給を認めない場合があるため、その場合は他の奨学金を辞退するなど必要な手続きを取ってください。

(2) 卒業後、高知の将来を考え、高知に根ざし、高知のために真に貢献しようとする方であれば、他県出身でも申請できます。

(3) 奨学生は、在学中、年に 2 回程度寄附者との間で、意見交換を行っていただきます。

(4) 学業成績が著しく低下するなど奨学生として相応しくないと認められる場合は、学校から必要な指導を行う場合があります。

(5) 卒業後の進路については、高知県内に就職先が決まらないなど申請資格に該当しなくなる場合又は該当しなくなるおそれがある場合には、奨学金担当者に相談してください。

奨学生から卒業後高知県内企業で就労できない旨届け出があったとき又は奨学金の給付を受けた卒業生が就労後5年未満の時期に高知県内企業で就労できなくなったときは、選考会議でその理由等を確認した上で、奨学金の返還を求めることがあります。

- (6) 奨学生は、卒業後5年間、年に1回（当年5月末まで）、就労状況等の現況を学校に届け出る必要があります。